

旭川市図書館公衆無線 LAN 利用規約

(目的)

第1条 この規約は市図書館（中央図書館、4地区館、10分室、2図書コーナー及び自動車文庫）の利用者の利便性の向上を図るため、市図書館が FREESPOT 協議会の提供するサービスをもとに整備した無線によるインターネット接続環境（以下「公衆無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(サービスの内容)

第2条 公衆無線 LAN を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるものを持参することにより、本規約で規定する場所において、公衆無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

- (1) 公衆無線 LAN 接続可能機器（付属機器及びソフトウェアを含む。）
- (2) 前号の機器に供給する電源

(利用施設、利用場所及び利用時間)

第3条 公衆無線 LAN を利用できる施設、利用場所及び利用時間は、別表のとおりとする。ただし、中央図書館長が必要と認めるときは、利用者に事前に通知することなく、これを変更することができる。

(利用者の要件)

第4条 利用者は、個人を原則とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、中央図書館長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(公衆無線 LAN の利用)

第5条 利用者は、公衆無線 LAN の利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法令を遵守しなければならない。

- 2 利用者は本規約と FREESPOT 協議会が別に定める利用規約に同意の上、公衆無線 LAN に接続したときに表示される Web サイトへ必要事項を入力し、利用の申込みを行うものとする。
- 3 公衆無線 LAN の利用料金は、無料とする。
- 4 公衆無線 LAN への接続に係る利用者の機器設定は、利用者が行うものとする。

(利用の制限)

第6条 中央図書館長は、公衆無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログ

を記録し、特定のWeb サイトへの接続を制限することができるものとする。

(利用の停止)

第7条 中央図書館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 次条第1項各号に掲げる事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本規約の規定に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用者として不適切であると中央図書館長が判断した場合

(禁止事項)

第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは市図書館の財産、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 前号に掲げる行為のほか、他の利用者若しくは市図書館に不利益又は損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (3) 市図書館又は第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反し、若しくは反するおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為又は結び付くおそれのある行為
- (6) 選挙運動期間であるか否かを問わず、選挙運動その他これに類する行為
- (7) 政治活動、宗教活動又は性風俗の営業活動に関する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、公衆 LAN を通じ、又は公衆 LAN に関連して使用する行為又は提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数のものに大量のメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフト等を使用し、大量のデータを送受信する行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は市長が不適切であると判断する行為

2 前項各号に掲げる行為を行った利用者が市図書館、利用者本人及び第三者に損害を生じさせた場合は、当該利用者は、公衆無線 LAN の利用を終えた後であっても、全ての法的責任を負うものとし、市図書館は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第9条 中央図書館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公衆無線 LAN の運用を中止できるものとする。

- (1) 公衆無線 LAN のシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、公衆無線 LAN の運用が通常どおりできなくなった場合
 - (3) 公衆無線 LAN のシステムに係る設備の障害、ネットワークの障害その他やむを得ない事由がある場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、中央図書館長が公衆無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合
- 2 公衆無線 LAN の運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、市図書館は一切の責任を負わないものとする。

(免責事項)

第10条 中央図書館長は、公衆無線 LAN のサービスの内容、利用者が公衆無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 公衆無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止に伴う損害、公衆無線 LAN サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者の公衆無線 LAN 接続可能機器のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他公衆無線 LAN に関連して発生した利用者及び第三者の損害について、市図書館は、一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 公衆無線 LAN へ接続しようとする通信機器の構成、設定等その他の理由により、公衆無線 LAN を利用できない場合があっても、市図書館は一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者又は第三者との間に生じた紛争等について、市図書館は一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか、公衆無線 LAN の利用に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

この基準は、令和7年10月1日から施行する。

別表

施設	利用場所	利用時間
旭川市中央図書館	2階 読書室	開館時間